

平成 14 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 大成ラミック株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 木 村 登
役 職 氏 名
(コード番号 : 4 9 9 4 東証第二部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 中 島 宏 明
経 理 部 部 長
電 話 番 号 0 4 8 0 - 9 7 - 0 2 2 4

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 14 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 400,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 14 年 12 月 10 日(火)から平成 14 年 12 月 13 日(金)までのいずれかの日に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、三菱証券株式会社、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、岡三証券株式会社及び水戸証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における、株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 14 年 12 月 16 日(月)から平成 14 年 12 月 18 日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 14 年 12 月 11 日(水)から平成 14 年 12 月 13 日(金)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 14 年 12 月 18 日(水)から平成 14 年 12 月 24 日(火)までの間のいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 14 年 12 月 18 日(水)となる。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は平成 14 年 10 月 1 日(火)とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(9) 申込株数単位 100株

(10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項は専務取締役 木村 義成に一任する。

(11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 500,000株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏 名 又 は 名 称	売 出 株 式 数
	木 村 登	220,000株
	宇 部 興 産 株 式 会 社	130,000株
	株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	100,000株
	株 式 会 社 ユ ー エ フ ジ ェ イ 銀 行	50,000株

(3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により平成14年12月10日(火)から平成14年12月13日(金)までのいずれかの日に決定する。

なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社、東海東京証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱証券株式会社、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、岡三証券株式会社及び水戸証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申 込 期 間 平成14年12月16日(月)から平成14年12月18日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成14年12月11日(水)から平成14年12月13日(金)までとなる。

(6) 受 渡 期 日 平成14年12月19日(木)から平成14年12月25日(水)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(5)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成14年12月19日(木)となる。

(7) 申込株数単位 100株

(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については専務取締役 木村 義成に一任する。

(9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1.を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 100,000株

なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合があり、売出価格決定日に、決定される。

(2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 野村證券株式会社 100,000株

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定(平成14年12月10日(火)から平成14年12月13日(金)までのいずれかの日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については専務取締役 木村 義成に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 100,000株
- (2) 発 行 価 額 平成14年12月10日(火)から平成14年12月13日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 野村証券株式会社 100,000株
- (5) 申 込 期 間 平成15年1月14日(火)から平成15年1月20日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から30日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成15年1月15日(水)から平成15年1月21日(火)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期間(申込期日)の翌営業日とする。
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は平成14年10月1日(火)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 上記(5)記載の申込期日迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項は、専務取締役 木村 義成に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行並びに株式売出しにおきましては、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集、上記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(100,000株)は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成14年11月25日(月)開催の取締役会において、上記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から30日目の日の2営業日後を払込期日(以下「本件第三者割当増資の払込期日」という。)として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の5営業日前までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。また、シンジケートカバー取引により取得した株式については借入れ株式の返却に充当する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、両取引に係る借入れ株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,800,000株(平成14年11月25日現在)
公募増資による増加株式数	400,000株
公募増資後の発行済株式総数	6,200,000株
第三者割当増資による増加株式数	100,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	6,300,000株

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

・ 公募増資資金の使途

今回の公募増資による手取金概算額1,476,000千円は、全額設備資金に充当する予定であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ・ 第三者割当増資資金の使途
今回の増資による手取金概算額上限 369,000 千円については、全額設備資金に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

設備投資により生産能力が向上し、売上高及び利益の増加を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益配分と株主資本利益率の向上を経営の重要政策の一つとして位置づけております。利益配分につきましては、業績の進展状況に応じて、配当性向等を勘案のうえ、増配・株式分割等の方策により株主に対し、積極的に利益配分を行う方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

平成 14 年 3 月期の配当につきましては、1 株当たり 42 円（前期 20 円）の配当を行い、配当性向は 24.9%になりました。平成 15 年 3 月期中間配当につきましては、1 株当たり 20 円の配当を予定しており、今後につきましても、これを維持、向上させ且つ継続するよう努めます。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の競争力強化のため、受注高及び販売動向による中長期的観点からの設備投資に充当し、事業規模拡大のために、有効活用していく方針であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 12 年 3 月期	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期
1 株当たり当期純損益	81.92 円	98.56 円	168.48 円
1 株当たり年間配当金	15.00 円	20.00 円	42.00 円
実績配当性向	18.3%	20.3%	24.9%
株主資本当期純利益率	11.6%	12.6%	18.8%
株主資本配当率	2.13%	2.56%	4.69%

(注) 1. 平成 12 年 3 月期は決算期変更のため 11 ヶ月 10 日決算であります。

2. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(5) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成14年4月	公募増資(上場時)による新株式の発行
発行株式数	800,000株
発行価額	2,000円
資本組入額	787円
払込金総額	1,504,000千円
発行日	平成14年4月12日

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
始 値	- 円	- 円	- 円	3,200 円
高 値	- 円	- 円	- 円	5,050 円
安 値	- 円	- 円	- 円	3,120 円
終 値	- 円	- 円	- 円	4,150 円
株価収益率	- 倍	- 倍	- 倍	- 倍

- (注) 1. 当社は平成14年4月12日付をもって株式会社東京証券取引所に上場しましたので、それ以前の株価については該当はありません。
2. 平成15年3月期の株価については、11月22日現在で表示しています。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。